

令和7年第2回定例会12月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 7 4 号 明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第 7 5 号 明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 6 号 明石市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 7 号 明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 8 号 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 9 号 令和 7 年度明石市一般会計補正予算（第 5 号）
- 〃 第 8 0 号 令和 7 年度明石市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 8 1 号 令和 7 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 8 2 号 令和 7 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 8 3 号 令和 7 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 8 4 号 令和 7 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 8 5 号 議決事項一部変更のこと
- 〃 第 8 6 号 調停の申立てのこと
- 〃 第 8 7 号 水とみどりでつながるあかしネイチャーポジティブ宣言のこと
- 〃 第 8 8 号 市道路線認定のこと
- 報告第 2 6 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 7 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 8 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

児童福祉法の一部改正により市が定めることとされた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例で定める基準

内閣府令で定める基準に準拠し、次に掲げる事項について定める。

- (1) 乳児等通園支援事業の一般原則
- (2) 乳児等通園支援事業に必要な設備及び備品に関する基準
- (3) 職員の職種及び員数に関する基準
- (4) 上記に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営等に関する基準

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙運動に係る公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、明石市議会議員及び明石市長の選挙運動に係る公費負担限度額をこれらに準じ改定しようとするもの。

2 内 容

(1) 選挙運動用ポスター1枚当たりの作成費の公費負担限度額の引上げ
ポスター掲示場の数が500を超える場合（参考：令和7年11月現在 市内528か所）

(現行) $\{ \underline{28円35銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + \underline{586,905円} \} \div \text{ポスター掲示場の数}$

(改正) $\{ \underline{30円73銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + \underline{609,690円} \} \div \text{ポスター掲示場の数}$

(2) 選挙運動用ビラ1枚当たりの作成費の公費負担限度額の引上げ

(現行) 7円73銭 → (改正) 8円38銭

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要があるもの）を特定するための番号を付し、住登外者に係る情報を管理する事務を個人番号の独自利用事務に追加しようとするもの。

2 内 容

本市の基幹業務システムを国が定める標準化仕様に適合したシステムへ移行することに合わせ、本市の独自利用事務として、住登外者の氏名、性別、生年月日、住所等の情報を管理する事務を追加する。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

1 要 旨

電気通信事業法の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動に伴う規定の整備を図る。

(現行) 法第12条の2第4項第2号ロ

(改正) 法第12条の2第4項第3号ロ

3 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

1 要 旨

児童福祉法（以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」とい
う。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を図ろうとするも
の。

2 内 容

(1) 改正する条例

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか
7 条例

(2) 改正の内容

ア 法の条項移動に伴う規定の整備

イ 法における虐待防止措置と同等の規定が認定こども園法において創
設されたことに伴う規定の整備

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、小学校の屋内運動場空調整備に係る経費のほか、私立保育所等教育・保育給付事業費や訓練等給付事業費などを追加するとともに、歳入では、国庫支出金や県支出金などを追加するもの。

また、併せて、魚住 1 号線の通学路安全対策工事に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 3,090,617 千円 補正後 140,908,144 千円 〕

歳 入

地方交付税	308,228 千円	普通交付税	308,228 千円
使用料及び手数料	6,500 千円	衛生手数料	6,500 千円
国庫支出金	1,089,000 千円	民生費国庫負担金	1,073,000 千円
		民生費国庫補助金	16,000 千円
県支出金	463,600 千円	民生費県負担金	453,500 千円
		民生費県補助金	8,000 千円
		衛生費県補助金	2,100 千円
寄附金	180,000 千円	地域活動(財産区)補助事業費寄附金	30,000 千円
		ふるさと納税寄附金	150,000 千円
繰越金	35,289 千円	前年度繰越金	35,289 千円
市債	1,008,000 千円	教育債	1,008,000 千円

歳 出

扶助費	1,934,200 千円	私立保育所等教育・保育給付事業費	1,000,000 千円
		訓練等給付事業費	580,000 千円
		障害児通所支援事業費	350,000 千円
		特定不妊・不育症支援事業費	4,200 千円
投資的経費	1,048,417 千円	小学校施設整備事業費	1,008,000 千円
		地域活動(財産区)補助事業費	30,000 千円
		特別支援学校教育振興事業費	10,417 千円
物件費	107,000 千円	ふるさと納税促進事業費	75,000 千円
		産前・産後支援事業費	32,000 千円
繰出金	1,000 千円	介護保険事業特別会計繰出金	1,000 千円

債務負担行為

追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	16,100	R8
コンビニ交付クラウドシステム構築業務委託	27,500	
微小粒子状物質成分分析業務委託	6,000	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	5,200	
水質監視分析検査業務委託	18,000	
有害鳥獣駆除業務委託	3,400	
収集事業課施設維持管理業務委託	4,000	
粗大ごみ戸別収集受付等業務委託	23,600	
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	8,500	
公園樹木等維持管理業務委託	67,910	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	6,400	
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,284	
不法占用物等除却業務委託	3,233	
道路等維持補修工事	220,200	
街路灯新設・維持補修工事	47,900	
道路維持補修事業清掃等業務委託	24,300	
区画線・道路標示新設補修工事	7,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	7,000	
安全防護柵新設補修工事	26,000	
道路舗装補修工事	120,000	

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
街路樹剪定・道路除草等業務委託	74,000	R8
魚住1号線通学路安全対策(その2)工事	200,000	R8~R9
少年自然の家管理運営業務委託	22,200	R8
外国語指導業務委託	94,000	
学校園樹木害虫防除業務委託	3,500	
小学校給食調理業務委託	30,000	
学習支援ソフト活用事業	38,000	
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,670	

今回の補正は、大窪村財産区において、歳出で、指定寄附金を追加する一方、予備費を減額するもの。

〔 補正額 0 千円 補正後 6,410,653 千円 〕

歳 出

大窪村財産区費 30,000 千円 指 定 寄 附 金 30,000 千円

（山の下自治会の太鼓蔵建設用地購入費）

予 備 費 △30,000 千円 大 窪 村 財 産 区 △30,000 千円

今回の補正は、歳出で、税制改正に伴うシステム改修経費を追加するほか、執行見込みによる各種給付費の補正をするとともに、歳入では、国庫支出金及び繰入金を追加するもの。

また、併せて、システム改修を令和 8 年度に継続して実施するため、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 2,000 千円 補正後 27,257,092 千円 〕

歳 入

国庫支出金	1,000 千円	事務費交付金	1,000 千円
繰入金	1,000 千円	一般会計繰入金	1,000 千円

歳 出

総務費	2,000 千円	一般管理事務事業費	2,000 千円
保険給付費	0 千円	高額介護サービス等費	35,000 千円
		特定入所者サービス等費	△35,000 千円

債務負担行為

追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
介護保険システム改修業務委託	10,000	R8

議案第 8 2 号

令和 7 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 1 号)

今回の補正は、歳出で、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修経費を追加するとともに、歳入では、国庫支出金を追加するもの。

[補正額 6,731 千円 補正後 5,331,395 千円]

歳 入

国 庫 支 出 金 6,731 千円 総務費国庫補助金 6,731 千円

歳 出

総 務 費 6,731 千円 一般管理事務事業費 6,731 千円

今回の補正は、給水車の整備にあたり、水道事業の防災対策強化を目的に創設された公営企業債をその財源として活用するため、資本的収入で企業債を追加するもの。

また、併せて、樽屋町ほか地内配水管布設替工事や魚住浄水場送水管布設替工事に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為を追加するもの。

資本的収入

企 業 債 23,000 千円 企 業 債 23,000 千円

債務負担行為

追 加 分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
水質検査業務委託	56,000	R8
施設維持管理業務委託	219,000	
源井設備水中ポンプ修繕	24,200	
水道配管維持管理業務	426,000	
配水管等補修工事	150,000	
水道メーター修繕	39,700	
樽屋町ほか地内配水管布設替ほか工事	140,000	
魚住浄水場送水管布設替（その4）ほか工事	180,000	R8～R9

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

追 加 分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	195,000	R8
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	10,900	
汚泥運搬業務委託	92,000	
浚渫汚泥処分業務委託	15,800	
植木等管理業務委託	2,450	
水路維持補修等工事	70,000	
河川美化事業業務委託	19,900	

1 要 旨

令和7年第1回定例会6月議会において議決を受けた西明石駅南線駅前広場整備工事請負契約について、西明石駅南線駅前広場へのたこバスの乗り入れが可能となったことに伴い、新たに設置するバス停までシェルターを延長する増工が必要となったことから、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもの。

2 内 容

請負金額の変更

(変更前)

(変更後)

金 200,200,000 円 → 金 241,992,300 円

(41,792,300 円増額)

(参考)

相手方 大鉄工業株式会社 神戸支店

工事期限 令和8年3月31日

1 要 旨

共有借地権分割請求の調停を申し立てることにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 相手方

明石市に所在する法人

3 請求の要旨

本市と相手方が1：4の割合で共有する明石市本町1丁目1番31の土地に係る賃借権について、本市が相手方から代償として適正な評価による金員の支払いを受けるのと引き換えに、当該賃借権の5分の1の共有持分権を相手方に対して譲り渡すことを求めるもの。

1 要 旨

水とみどりでつながるあかしネイチャーポジティブを宣言するため、明石市議会の議決すべき事項等に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

持続可能な社会を実現するため、本市がこれまで気候非常事態宣言に基づき進めてきた取組に加え、生物多様性国家戦略を踏まえた取組を強く押し進め、次に掲げる方針のもと、ネイチャーポジティブの実現を目指すことを宣言する。

- 1 里山、ため池、農地、公園、河川、海岸など自然環境の保全・回復に取り組むとともに、陸の栄養を海まで届ける「水とみどりでつながるネットワーク」を強化する。
- 2 海洋生物の生息・生育環境の保全に努め、持続可能な海洋や漁場など、豊かな海の実現に取り組む。
- 3 特定外来生物対策に取り組み、生態系の保護・保全に努める。
- 4 生物多様性の大切さを普及・啓発し、自然と関わる人たちのつながりを強化し、自然と共生する人づくりを進める。
- 5 これらの取組を産官学民が共創し、それぞれの立場で健全な生態系を回復、保全し、向上させる社会・経済活動を進展させ、豊かな自然環境を次世代に継承する。

1 要 旨

道路整備事業による新設道路を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 1 路線

イ 延長 291メートル

ウ 面積 5,307平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数 3,293 路線

イ 延長 652,726メートル

ウ 面積 4,705,877平方メートル

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営上西二見住宅の一室	138,700	令和7年9月30日

報告第27号
）
報告第28号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第27号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年9月26日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 76,659円 (2) 相手方 宝塚市在住の個人 (3) 事故の内容 令和7年7月30日明石市役所駐車場において、教育委員会事務局学校給食課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車の後退した際、後方で駐車中の相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。
第28号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年10月29日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 194,631円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和7年2月28日明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の3地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、こども局明石こどもセンターこども支援課の職員が運転する本市所有の軽乗用車が右折しようとした際、左方から走行してきた相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。